

平成 年 月 日

保護者様

中央区立 日本橋小 学校(園)長

出席停止について

年 組 氏名

お子さんが、下記の病気になった場合、学校保健安全法の定めるとおり出席停止になります。完全に治るまで登校を見合わせてください。出席停止の期間については症状により異なります。登校の際に、必ず医師の診断を受け、下記の治癒証明書を学校へ提出してください。医師から伝染のおそれがないと認められたときはこの限りではありません。

出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則）

インフルエンザ	解熱した後2日を経過するまで	風 し ん	発疹が消失するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで	水 痘	すべての発疹がか皮化するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで	その他の伝染病 溶連菌感染症、感染性 胃腸炎、手足口病など	治癒するまで

※ 出席停止措置の期間は、欠席扱いにはなりません。

※ 上記出席停止期間の基準は目安であり、登校に際しては医師の診断に従っていただくようお願いいたします。

治癒証明書

中央区立 日本橋小 学校(幼稚園)

年 組 氏名

上記の園児・児童・生徒は伝染病予防上支障がないことを証明します。

病名 ()

平成 年 月 日

医師名